

# 廃棄物 3 R ・ 適正処理推進事業について

環境整備課

## 1 事業の目的

環境への負荷の少ない「循環」を基調とした持続可能な社会の構築に向けて、廃棄物の 3 R（発生抑制、再使用、再生利用）と適正処理を強力に推進していく必要があることから、秋田県循環型社会形成推進基本計画、秋田県廃棄物処理計画に基づき、廃棄物の発生抑制に向け、普及啓発や実践活動を促進するとともに、不法投棄防止対策を強化するなど廃棄物の適正処理を推進する。

## 2 事業の概要

### ( 1 ) 廃棄物の 3 R の推進に向けた取組 6 , 7 2 3 千円

#### 循環型社会形成推進基本計画改定事業

- ・平成 1 8 年度に策定した循環型社会形成推進基本計画の改定を行う。
- ・本計画は、同時に改定期を迎える廃棄物処理計画としても位置づける。

#### 廃棄物ダイエット推進事業

- ・事業所における廃棄物の減量化の取り組みに関する研修会の開催や地域における廃棄物の減量化の実践活動を推進する。

### ( 2 ) 廃棄物の適正処理の推進 4 3 , 3 8 8 千円

#### 廃棄物不適正処理対策費

- ・環境監視員等による巡回指導及び監視カメラの設置により、廃棄物の適正な処理を推進する。

#### 不法投棄未然防止啓発活動事業

- ・県民、事業者、行政が一体となった廃棄物の不法投棄撤去活動を全県で実施すること等により、不法投棄の未然防止を啓発する。

#### 産業廃棄物実態調査事業

- ・県内の産業廃棄物の発生状況、処理状況を把握するための調査を行う。

### ( 3 ) その他 3 , 8 8 4 千円

- ・事前協議・環境保全協力金システムの維持管理費等

## 3 予 算 額 5 3 , 9 9 5 千円